

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、**1か月程度**かかります。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、右ページの□内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

④ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑤ 上記④の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑥ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に
限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含ま
れている場合には、必ず代表者氏名等
(屋号等)も記載してください。

⑦ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び
支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を
記載します。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である
場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
【例】0001234

⑧ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を
記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1
2 振替口座の場合
記号 0 1 9 3 0 番号 1 2 3 4 5 6
記号番号 0 1 9 3 0 - 1 2 3 4 5 6

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

平成XX年 4月 19日提出

税務署長 へ

氏名(法人名及び代表者氏名) **株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎**

私(当社は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することにより、納付手続の簡便化を図ります。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行を
できること、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を締結の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

(〒100-0013) 電話 03(1234) 5678 (金融機関の届出印)

住所(所在地) **東京都千代田区大手町1-1-1** (申告納税地) **東京都千代田区霞ヶ関3-1-1**

(フリガナ) **カブシキガイシャコクセイショウジ ダイヘイヨウリシマツリヤク コクセイタロウ**

氏名(法人名及び代表者氏名) **株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎**

指定金融機関 **財務** (信用金庫・協同 東京) (信用組合・協同 東京) (信用金庫・協同 東京)

預金種別 **普通** (普通) (当座) (納税準備) (口座番号) 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 記号番号

2 振替日時・納付情報送付日時

3 利用開始日(ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日)以降

(不備事由)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

税務署
整理
欄

金融機関
整理
欄

受付印 押印 照合 検印

(口座識別番号)

(認証番号)

※ 記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載し押印
します。

⑨ ①から⑧までを記載後、
**預貯金口座の届出印を押印(又は届出
サイン)します。**
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し
直してください。

⑩ 利用者と金融機関及び税務署間の契約に
ついての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で
切りはなして
提出してください

ダイレクト納付の利用方法は

- ① e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
- ② メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- ③ 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、
即時に納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に
振替が行われ、納付が完了します。

④ 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

整理番号



国税ダイレクト方式電子納税依頼書

兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成

年

月

日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()		(金融機関お届け印)	
	(申告納税地)			
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。	
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協		本 店・支 店 本 所・支 所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)		
ゆうちょ銀行	記号番号	-		

- 2 振替日時:納付情報送付日時
- 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署 整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー 2 整理番号等未登録 3 重複入力 4 口座情報不完全 5 その他	約 定 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
	入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録	
	金融機関番号	

金 融 機 関 整 理 欄	(不備返却事由) A 印鑑相違 B 印鑑不鮮明 C 口座番号相違 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考) F 住所相違 G 支店名相違 H その他	受 付 印 印 鑑 照 合 検 印
		(口座識別番号)
		(認証番号)

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」の「どこで使えるの？」でご確認ください。



1

インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



2

モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



3

ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成25年7月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901（e-コクゼイ）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

